

# 鳩山町職員における障がいと理由とする差別の解消の推進に関する対応 規程

(趣旨)

第1条 この規程は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即して、法第7条に規定する事項に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 町長、教育委員会（所管する小学校及び中学校の職員を除く。）、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (2) 実施機関の職員 実施機関に従事する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する地方公務員（鳩山町立の小学校及び中学校に従事する市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員を除く。）をいう。
- (3) 障がい 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいをいう。
- (4) 障がい者 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障がい者をいう。
- (5) 監督者 実施機関の職員のうち鳩山町行政組織規則（平成15年規則第7号）に規定する課長補佐相当職以上の職にある者をいう。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第3条 実施機関の職員は、法第7条第1項の規定に基づき、その事務又は事業を行うに当たり、障がいを理由として、障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。

(合理的配慮の提供)

第4条 実施機関の職員は、法第7条第2項の規定に基づき、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必

要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。

（監督者の責務）

第5条 監督者は、前2条に掲げる事項に関し、障がいを理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

(1) 日常の執務を通じた指導等により、障がいを理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障がいを理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。

(2) 障がい者及びその家族等（以下「障がい者等」という。）から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。

(3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 監督者は、障がいを理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

（懲戒処分等）

第6条 実施機関の職員が、障がい者に対し不当な差別的取扱いをし、又は、過重な負担がないにも関わらず合理的配慮の提供をしなかった場合において、その態様等によって、信用失墜行為又は全体の奉仕者たるにふさわしくない非行に該当すると認められるときは、地方公務員法第29条の規定に基づく懲戒処分等に付されることがあるものとする。

（相談体制の整備）

第7条 実施機関の職員による障がいを理由とする差別に関して、障がい者等からの相談に的確に対応するため、各課等に相談窓口を置く。

2 障がい者等からの相談は、前項の相談窓口において処理するものとする。

3 相談を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファクシミリ、電子メールに加え、障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。

4 各課等で相談の処理を行った場合において、障がい者等が当該処理について不服があるときは、健康福祉課又はその委託を受けた者が当該相談等を処理するものとする。

（研修及び啓発）

第8条 町長は、障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、実施機関の職員に対し、必要な研修及び啓発を行うものとする。

- 2 新たに実施機関の職員となった者に対しては、障がいを経由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるために、また、新たに監督者となった実施機関の職員に対しては、障がいを経由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるために、それぞれ研修を実施するものとする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。